

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成17年6月23日(2005.6.23)

【公開番号】特開2002-190976(P2002-190976A)

【公開日】平成14年7月5日(2002.7.5)

【出願番号】特願2001-305483(P2001-305483)

【国際特許分類第7版】

H 04 N 5/225

G 03 B 17/18

G 03 B 17/36

G 03 B 19/02

H 04 N 5/907

H 04 N 5/91

// H 04 N 101:00

【F I】

H 04 N 5/225 F

H 04 N 5/225 A

G 03 B 17/18 Z

G 03 B 17/36

G 03 B 19/02

H 04 N 5/907 B

H 04 N 5/91 J

H 04 N 101:00

【手続補正書】

【提出日】平成16年10月1日(2004.10.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

筐体に搭載され、光を受光し、対象となる被写体または写景のイメージを表す出力信号を生成するイメージセンサと、

前記筐体に搭載され、該イメージセンサに接続されて該イメージセンサからの出力信号を処理する処理回路と、

前記筐体に搭載されるメモリと、

前記筐体に搭載され、前記処理回路に接続されて、複数のイメージに対応する複数の画像ファイルを順次に生成し、複数の画像モードのうち選択された1つにしたがって前記画像ファイルを前記メモリに記憶する制御回路であって、それぞれの画像ファイルが生成された後に各画像ファイルに対応する所定の減少数値に基づいて、残り撮影可能枚数を決定するものである制御回路と、

前記筐体に搭載され、前記残り撮影可能枚数をユーザに表示する手段と

を含んでなるデジタルスチルカメラ。

【請求項2】

前記表示する手段は、前記残り撮影可能枚数の視覚表現を提供するディスプレイを含むものである請求項1に記載のデジタルスチルカメラ。

【請求項3】

前記所定の減少数値は、前記画像ファイルのサイズに対応するものである請求項1に記載のデジタルスチルカメラ。

【請求項4】

前記制御回路は、各画像ファイルサイズに対応する前記所定の減少数値を得るために、ルックアップテーブルを使用するものである請求項3に記載のデジタルスチルカメラ。

【請求項5】

前記制御回路は、そのそれぞれが前記複数の画像モードの1つに対応するルックアップテーブルを複数個使用するものである請求項1に記載のデジタルスチルカメラ。

【請求項6】

前記メモリの残りの容量が所定の最大画像ファイルサイズの画像ファイルを記憶するのに不十分であると前記制御回路が決定した場合には、前記制御回路は、前記残り撮影可能枚数がゼロであることを前記表示する手段に表示させるものである請求項1に記載のデジタルスチルカメラ。

【請求項7】

前記制御回路は、前記複数の画像ファイルの生成において前記処理回路からの出力を圧縮するものである請求項1に記載のデジタルスチルカメラ。

【請求項8】

前記複数の画像モードは、複数の画像解像度を含むものである請求項1に記載のデジタルスチルカメラ。

【請求項9】

前記複数の画像モードは、複数のデータ圧縮レベルを含むものである請求項1に記載のデジタルスチルカメラ。

【請求項10】

前記複数の画像モードは、複数の画像解像度から選択されたある画像解像度と複数のデータ圧縮レベルから選択されたあるデータ圧縮レベルとの、予め設定された複数の組合せを含むものである請求項1に記載のデジタルスチルカメラ。